

# 取手市監査基準

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 一般基準（第4条～第7条）
- 第3章 実施基準（第8条～第14条）
- 第4章 報告基準（第15条～第19条）

## 第1章 総則

### （趣旨等）

第1条 この基準は、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3第1項の規定による本市の監査基準とする。

### （監査等の目的）

第2条 監査等は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するとともに、その職務の遂行により自ら入手した証拠に基づき意見を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等（次条第1項第10号の監査にあつては、他の関係普通地方公共団体の長等。以下同じ。）に提出する。

### （監査等の種類及び目的）

第3条 監査等の種類及び目的は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める目的とする。

- （1）財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- （2）行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- （3）住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めている

か監査すること

- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (6) 財政援助団体等監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
- (9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項） 市長の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項） 共同設置機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (12) 決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (13) 基金運用審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (14) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項） 健全化判断比率（同項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率（同条第2項

に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨を踏まえて実施するものとする。

## 第2章 一般基準

### （倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （監査調書等の作成及び保存）

第5条 監査委員は、監査実施計画並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書等として作成し、文書保存期間に応じ適切に保存するものとする。

### （情報管理）

第6条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

### （質の管理）

第7条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることを踏まえ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、及び指導するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、監査委員の事務を補助する職員に対し、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさ

せるものとする。

### 第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第8条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するよう努めるものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第9条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるよう、監査実施計画を策定するものとする。

3 前項の規定により策定する監査実施計画（以下単に「監査実施計画」という。）には、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を必要に応じ検討した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 監査等の種類

(2) 監査等の着眼点

(3) 監査等の時期及び日程

(4) 監査等の方法及び提出資料

(5) 監査結果の報告及び公表の方法

4 監査実施計画には、第1項の規定により策定する実施方針を併せて記載するものとする。

(監査実施計画の変更)

第10条 監査委員は、監査実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化したとき、又は監査等の実施過程で新たな事実を発見したときは、必要に応じて当該計画を適宜修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

2 前項のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、法令、条例、規則その他の規程、各部署において作成された対応マニュアル等により内部統制が図られているかを勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択して実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じたとき、又は新たな事実を発見したときは、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

#### 第4章 報告基準

(報告及び意見の提出)

第15条 監査委員は、監査(第3条第1項第8号に規定する監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。

2 前項の場合において、監査委員は、監査(第3条第1項第7号から第10号までに規定する監査を除く。)の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告をすることができる。

3 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、市民が理解しやすいよう、平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の期間
- (5) 監査等の方法
- (6) 監査等の結果
- (7) その他監査委員が必要と認める事項

2 前項第6号に規定する結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められるか、又は認められないかについての意見その他監査委員が必要と認める事項を意見として記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第2号から第5号までに規定する記載事項（以下「監査等結果記載事項」という。）のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 住民の直接請求に基づく監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 議会の請求に基づく監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (5) 市長の要求に基づく監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (6) 財政援助団体等監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
- (8) 住民監査請求に基づく監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
- (9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
- (10) 共同設置機関の監査 監査等結果記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (11) 例月出納検査 監査等結果記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (12) 決算審査 監査等結果記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

(13) 基金運用審査 監査等結果記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

(14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められるときは、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(監査委員の合議)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により決定するものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第6号まで及び第9号に規定する監査の結果

(2) 第3条第1項第8号に規定する監査及び勧告

(3) 第3条第1項第12号から第15号までに規定する審査の意見

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項があるときは、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに、その内容を公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第18条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に規定する監査の結果に係るものについては、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった者を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨の通知を受けたときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。